

大学図書館間協力における資料複製に関する 合意書

1. 目的

有限責任中間法人学術著作権協会（甲）と国公立大学図書館協力委員会（乙）とは、日本国内外の大学図書館が、それぞれの属する大学の学術研究の成果を高めるために相互に協力して資料を複製利用する際の運用方法について、下記のとおり合意する。

2. 乙の範囲

乙を構成する大学図書館は別表に示すとおりとし、別表に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に通知するものとする。なお、それぞれの大学図書館には、その中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設（図書館サービスを担当する専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等）を含むものとする。

3. 対象となる資料

甲が複製許諾管理を委託されている著作物であり、甲がそのホームページ、あるいはその他の方法によって乙に提示している著作物の全てとする。但し、甲が除外する旨を乙に通知した著作物を除く。

4. ガイドライン

乙は、この合意に基づき資料を複製利用する際に著作権者の権利を不当に侵害しないために、運用上の細目についてのガイドラインを作成し、それに基づき運用する。

5. 複製物の送付方法

乙の一の大学図書館（以下、「依頼館」という。その目的、設置と運営の基盤が乙に準ずる海外の図書館を含む。）の利用者が複製を求める資料が当該大学図書館に所蔵されていない場合において、乙の他の大学図書館（以下、「受付館」という。）が当該資料の複製を行い依頼館宛に郵送又は通信回線を利用して送信し、依頼館が受領あるいは受信した当該資料の紙面に再生した複製物1部を利用者に提供すること。但し、通信回線を利用する送信とは、ファクシミリ送信、インターネット送信（画像イメージを電子メールに添付して送信することを含む）を含み、当該資料の版面の画像イメージを電気信号に変換して電話回線或いは専用回線などを用いて電送することをいう。当該資料の複製物とは、電送された当該資料の版面の画像イメージを紙面に再生したもののみをいい、電送された電気信号そのものの電子的乃至磁気的な記録としての複製物は含まない。

6. 中間複製物の破棄

前項に基づき依頼館の利用者に複製物を提供するために中間複製物を作成しなければならない場合、その中間複製物を作成した大学図書館は、必要がなくなり次第、当該中間複製物を速やかに破棄しなければならない。

7.複製物の再複製の禁止

依頼館の利用者は、複製物の提供を受けた後、これをさらに複製することはできない。

8. 利用者の範囲と利用目的

この合意に基づく複製物の利用は、依頼館が設置されている大学に所属する教職員及び学生が、自らの調査研究を目的とする場合に限る。

9. 複製利用の対価

この合意に基づく複製物の利用について、甲は乙に対価を要求しない。

10. 資料の購入努力義務

同一依頼館から、資料の購入又は予約購読に代替するとみなし得る回数以上の依頼がある場合には、その依頼館は当該資料を購入するように努力しなければならない。

11. 著作権法等の尊重

甲ならびに乙は、この合意は著作権法第31条第1号に規定されていない、複製物の提供方法について一定の条件のもとに大学図書館が運用することについて合意するものであることを相互に確認する。また甲ならびに乙は著作権法ならびにベルヌ条約第9条の趣旨を相互に尊重するものとする。

12. 更新

この合意の有効期間は合意書締結の日から1年間とし、甲乙は期間満了の1ヶ月前までに合意内容の更新について協議の上決定する。

本合意成立の証として、本書を2通作成し、両者署名または記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 17年 3月 5日

甲 有限責任中間法人学術著作権協会
常務理事 中西 敦男

乙 国公立大学図書館協力委員会
委員長館
慶応義塾大学メディアセンター所長 細野 公男

大学図書館間協力における資料複製に関する ガイドライン

平成 17 年 3 月 5 日
国公立大学図書館協力委員会

(趣旨)

1. このガイドラインは、大学図書館間協力における資料複製に関して、大学図書館が複製物の提供を行う際の細目を定める。

このガイドラインによる複製物の提供にあたっては、各大学図書館は著作権管理団体との契約又は合意に基づき、大学図書館による複製は、本来大学における教職員及び学生個人の調査研究を目的として行なわれるべきものであり、営利目的のために複製物を利用するものではないという点について、大学図書館側及び権利者側の共通認識を前提として締結が可能となったことを十分に認識して実施しなければならない。

(依頼及び受付)

2. 自館がサービス対象とする大学構成員から所定の申込書によって、他館が所蔵する資料の複製の依頼を受けた大学図書館(以下、「依頼館」という。)は、申込書の記載内容によって著作権法第 31 条第 1 号の範囲内であること、利用目的が利用者個人の調査研究であること、当該資料を自館が所蔵しないことを確認した上で、利用者の申込みを受理する。

3. 依頼館は、当該資料を所蔵する図書館を特定して、その図書館が大学図書館である場合、利用者に代わってその大学図書館に対して当該資料の複製の依頼を行う。このとき、依頼内容についての記録 (NACSIS-ILL システムでのレコードを含む。)を残すこととする。

4. 依頼館から依頼を受けた大学図書館(以下、「受付館」という。)は、依頼内容が著作権法第 31 条第 1 号の範囲内であることを確認して、受付を行う。

5. 依頼館には海外の大学図書館も含むものとする。この場合上記第 2 項、第 3 項ならびに第 4 項の項目については受付館において可能な限り確認するものとする。

(複製及び送付)

6. 受付館は、著作権法等の理由により当該資料の複製ができないときは謝絶する。

7. 受付館は、当該資料の複製ができるとき、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法によって複製物を作成して依頼館に送付する。

(1) 受付館は当該資料の複製物を作成し、それを依頼館宛に郵便又は宅配便により送付し、依頼館は申込みをした利用者に渡す。

(2) 受付館は当該資料の複製を行い、依頼館宛に通信回線を利用して送信し、依頼館は紙面に再生した複製物を申込みをした利用者に渡す。通信回線を利用する送信とは、ファクシミリ送信、インターネット送信（画像イメージを電子メールに添付して送信することを含む）を含み、当該資料の版面の画像イメージを電気信号に変換して電話回線あるいは専用回線などを用いて電送することをいうが、著作権管理団体との契約及び合意の趣旨に鑑み、利用者には紙面に再生された複製物のみを提供すること、本ガイドライン第8項に従って中間複製物を破棄することの2点を必ず履行するものとする。いかなる場合にも受付館は、利用者に対して電気信号そのものの電子的乃至磁氣的な記録としての複製物は提供しない。

(中間複製物の破棄)

8. 前項(2)の場合、当該資料の版面の画像イメージの中間複製物を作成する必要がある場合があるが、そのような中間複製物は、その種類にかかわらず破棄する。すなわち、受付館は、送信のために紙面に再生した複製物又は電子的乃至磁氣的な記録としての複製物の一方または両方を中間複製物として作成することになるが、そのいずれも破棄することとし、依頼館は、通信回線を利用する送信を受信したとき、利用者に渡す紙面に再生した複製物以外にも電子的乃至磁氣的な記録としての複製物を中間複製物として作成する場合があるが、それも破棄するものとする。

(資料の購入努力義務)

9. 同一雑誌タイトル資料の過去3年間に発行された巻号からの複製依頼、又は同一書籍資料からの複製依頼を、1年間に11回以上行った依頼館は、その資料を購入する努力を行うものとする。

(契約及び合意の内容)

10. 著作権管理団体との契約及び合意において規定されている、以下の点について留意しなければならない。

(1) 契約及び合意の当事者について

現在、契約を締結している相手方は、株式会社日本著作出版権管理システム及び社団法人日本複写権センターであり、合意書を取り交わしている相手方は、有限責任中間法人学術著作権協会である。

(2) 大学図書館の範囲について

この契約及び合意における大学図書館には、その中央図書館、分館又は各学部等に設置

されている図書施設（図書館サービスを担当する専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等）を含む。

(3) 対象となる資料について

株式会社日本著作出版権管理システム、社団法人日本複写権センター及び有限責任中間法人学術著作権協会が複写許諾管理を委託されている著作物であり、そのホームページ、あるいはその他の方法によって提示している著作物の全てとする。但し、除外する旨が通知された著作物を除く。

株式会社日本著作出版権管理システムホームページ (<http://www.jcls.co.jp/>)

社団法人日本複写権センターホームページ(<http://www.jrrc.or.jp/>)

有限責任中間法人学術著作権協会ホームページ(<http://www.jaacc.jp/>)